

日本弁護士連合会人権第二課 御中

「～障害者権利条約から～ 精神障害のある人の未来をひらく集い」

へのメッセージ

日弁連のみなさまが精神障害があるみなさんの権利のために尽力されていることに心からの敬意を表します。

昨年、国連の障害者権利委員会の日本審査の総括所見では、「障害のある人の非自発的な入院は、障害を理由とする差別であり、自由の剥奪に等しいと認識し、障害や危険の事実・認識にもとづく非自発的な入院を通じて自由の剥奪を許す、あらゆる法的規定を撤廃すること」をはじめ、精神障害がある人も地域で生活できる支援を求めました。

一方、昨年、臨時国会での精神保健福祉法の改正では、本人の意に反する医療保護入院について、家族の同意・不同意の意思表示がない場合にまで、市町村長の同意で入院を判断できるようにしました。医療保護入院の適用を拡大するもので、不要な強制入院が増える懸念があり、私は、国会で、障害者権利委員会の勧告にそって、当事者参加で議論しなおすべきと反対しました。

日本は世界の中でも、突出して、精神病床数が多く、入院期間も長期にわたります。世界に例を見ない、家族の同意による強制入院制度である医療保護入院制度は廃止し、住まいの支援、訪問支援、相談支援、就労支援などのを拡充していくことが求められます。

国連障害者の権利委員会の勧告は、障害者団体をはじめ、日弁連の皆さんがパラレルレポートを提出するなど、取り組んでこられた成果が反映されています。私も皆さんと力を合わせ、この問題に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

2023年1月26日

日本共産党 厚生労働部会長

衆議院議員 宮本 徹